

四国中央市紙婚祝福事業食事券取扱要領

1. 事業の目的

結婚から一年目を迎える夫婦に対し、水引飾りの記念品及び市内の飲食店で使用できる食事券を交付する四国中央市紙婚祝福事業を実施することにより、若者の市内への定着を促進することを目的とする。

2. 食事券の概要

- ・名称 四国中央市紙婚祝福事業ペアディナーチケット
- ・発行者 四国中央市
- ・対象者 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦で、令和7年11月1日において、夫婦のいずれかが市内に居住している者
- ・発行内容 食事券 10,000 円分（10,000 円券×1 枚）

3. 食事券の使用可能期間

食事券を使用できる期間は、令和7年11月22日から令和8年2月末日まで

4. 食事券の制限事項

- (1) 食事券の使用期限内（令和7年11月22日から令和8年2月末日まで）においてのみ使用可能とする。有効期間を過ぎた食事券は使用できない。
- (2) 食事券は四国中央市食事券対象店舗でのみ使用可能とする。
- (3) 食事券の現金化は行わない。
- (4) 食事券額面に利用が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (5) 食事券額面以上の支払いは、使用者にて負担する。
- (6) 食事券の転売又は譲渡はできない。
- (7) 食事券の盗難、紛失、滅失等については、発行者はその責任を負わない。

5. 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

本事業に賛同し、食事券が利用できる四国中央市内に事業所又は店舗等を有する事業者を対象とします。

なお、次に掲げる者は取扱店に登録することができません。

- ・四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う者
- ・その他、市長が不適当と認める者

(2) 登録方法

①食事券対象店舗登録申請書に必要事項を記入の上、募集期間内にこども家庭課まで提出してください。

※なお、食品衛生法第55条に規定する営業許可証の写しを添付してください。

登録申請のあった事業者は、市での審査を経て、その結果を事業者あてに通知します。ただし、承認後であっても申請内容に虚偽・不正があった場合等、市が適切でないと判断した場合には承認を取り消すことがあります。

②募集期間は、令和7年8月1日（金）～令和7年10月17日（金）まで

※お申込み頂いた事業所は、四国中央市ホームページ上に掲載します。

③申込があった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業所に対し、食事券対象店舗登録通知書を送付します。

6. 商品券の換金手続きについて

(1) 換金の流れ

- ・取扱店は、各月末で集計し、「食事券換金請求書」に必要事項を記入の上、使用された食事券（裏面に使用日、取扱店名等を記入）を添えて、こども家庭課に換金請求してください。

- ・こども家庭課は、審査の上、請求日から1カ月以内に指定口座に振り込みます。

(2) 換金請求にあたっての注意

- ※「四国中央市紙婚祝福事業ペアディナーチケット」であること。

- ※色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、また、その旨をこども家庭課まで報告してください。

7. 責務

取扱店は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱店において提供する食事のコース内容を検討のうえ、市に知らせること。

(2) 期間途中で取扱店を脱退しないこと。使用期限（令和8年2月末日）まで継続すること。

(3) 通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる券、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りを拒否すること。なお、その際、その事実を市に報告すること。

(4) 食事券を自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。

(5) 食事券使用の制限事項以外の取引において、食事券の受取を拒まないこと。

(6) 使用者から受け取った食事券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とすること。

8. 登録の取り消し

取扱店が本要項に違反する行為を行った場合、市は当該取扱店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該取扱店に対し損害賠償請求ができるものとする。